

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 令和元年5月27日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

福岡県が、平成29年度に学校法人福岡朝鮮学園（以下「学園」という。）に支出した福岡県私立外国人学校教育振興事業費補助金（以下「本件補助金」という。）については、領収書のない旅費への支出等、違法又は不当な支出があるため、知事に対し、返還請求権の行使等必要な措置を求める。

(2) 違法又は不当とする支出及びその理由並びに求める措置

ア 「支出を証明する領収書などの書類」がない旅費に対する支出

旅費 7件：45,700円に対する補助金 22,850円

事業内容	補助対象額	補助金
練習試合（バスケットボール部）1	5,040円	2,520円
練習試合（バスケットボール部）2	3,360円	1,680円
練習試合（バスケットボール部）3	3,360円	1,680円
朝鮮舞踊発表会	7,720円	3,860円
まつり美和台	2,460円	1,230円
保育所との交流1	11,880円	5,940円
保育所との交流2	11,880円	5,940円
合計	45,700円	22,850円

（違法又は不当とする理由）

- ・ 交通機関を使用したという証明書類がないために、学園が債権者であるという証明ができない又はなされていない状態で県から補助金が支出されたのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の5「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。」に反する。
- ・ 学園が県から補助金を受ける際には、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第94条第3項の「支払をするときは、債権者から領収書を徴し、又は定められた帳票に債権者の領収印を徴さなければならない。ただし、経費の性質上領収書を徴することができない場合は、支払の事実を証するにたる書類を添えた支出命令者の支払証明書の提出をもって、これに代えることができる。」が準用され、領収書などの支払の事実を証する書類の提示が必要になるが、なされていない。

- ・二回にわたる質問書に対して、私学振興課は何ら回答しておらず、不適切な支出であると認めていることになる。

(求める措置)

- ・不適切な補助金22,850円の返還
- ・「監査の結果」において支出が適切との判断が下された場合には、監査委員が適切な根拠とした証拠書類又は法的な根拠の提示

イ アンニョンハセヨコンサートへの移動費及び朝鮮舞踊発表会への旅費に対する支出

賃借料・需用費・旅費 3件：36,690円に対する補助金 18,345円

(違法又は不当とする理由)

【アンニョンハセヨコンサート】

- ・アンニョンハセヨコンサートに関する事業費を計上している九州朝鮮中高級学校は、このコンサートでの演奏には携わっているが、日本の学校はこのコンサートに交流事業の演奏者として参加していない。

よって、福岡県私立外国人学校教育振興事業費補助金交付基準（以下「本件交付基準」という。）の「1 補助対象事業」の「※6 補助対象としない教育・文化活動の例」に記されている「① 日本の学校が参加しない、もしくは付随的に参加する試合及び演奏会等」に該当する。

- ・アンニョンハセヨコンサートは主催が学園ではないので、福岡県私立外国人学校教育振興事業費補助金交付要綱（平成4年5月7日施行。以下「本件要綱」という。）の第2条第1項の「(1) 外国人学校が主催する地域又は日本の学校との交流事業」に該当しない。

また、主催が「アンニョンハセヨコンサート実行委員会」、共催が「福岡県退職教職員協会 嘉飯山支会」となっており、これらは私的な団体であり、地域を代表する役所などの公的な機関又は首長又は町内会、そして地域を統括する協会や団体等でもないので「地域」にも該当せず、同項の「(2) 地域又は日本の学校が主催する外国人学校との交流事業」に該当しない。

さらに、日本の学校が演奏会に演奏者として参加していないので、同項の「(3) 外国人学校と日本の学校とのスポーツ・文化交流事業」に該当しない。

【朝鮮舞踊発表会】

- ・朝鮮舞踊発表会についての旅費を計上している福岡朝鮮初級学校は、舞踊発表者としてはこの発表会に参加しておらず、観衆としての参加になるため、本件交付基準の「1 補助対象事業」の「※6 補助対象としない教育・文化活動の例」に記されている「② 外国人学校の幼児又は児童・生徒を活動主体とした芸術・音楽鑑賞、スポーツ観戦及び体験活動等」に該当する。

また、日本の学校も参加していないようであるため、本件交付基準の「1 補助対象事業」の「※6 補助対象としない教育・文化活動の例」に記されている「① 日本の学校が参加しない、もしくは付随的に参加する試合及び演奏会等」に該当する。

- ・この補助金は交流が主目的であり、また補助金に関する手続上、交流事業が事前に計画され、県などにも通知されていて承認されている必要がある。すなわち交流事業が行われる前に、相互に交流の意思や目的や計画を持っている必要がある。

よって、舞踊発表会などの鑑賞のために学園の生徒たちが出向いた際に、そこに日本の学校

の生徒達が居たからといって、事前に交流の意思や目的や計画がなければ、日本の学校の生徒たちは舞踊発表会の観衆として居るだけであって、日本と朝鮮双方の生徒がその場に同席していても、その日朝の学校の交流が行われたとはいえない。

(求める措置)

- ・補助金18,345円の返還
- ・「監査の結果」において支出が適切との判断が下された場合には、監査委員が適切な根拠とした証拠書類又は法的な根拠の提示

ウ コピー機レンタル料に対する支出

賃借料 1件：23,256円に対する補助金 11,628円

(違法又は不当とする理由)

- ・準備期間のコピー料23,256円については、請求書に「前回ご請求額」(22,179円)という項目があり、この準備期間のコピー機の使用については、朝鮮学校が毎月レンタルしているコピー機のレンタル料を、対象事業の準備期間と理由をつけて県側に負わせたのではないかと疑われる。

通常、このようなレンタル料を対象とする場合には、日常使用されているコピー機以外に別のコピー機がレンタルされて、対象事業に使用されている場合だと思われる。

また、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号)第9条に「補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基く知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(略)をしてはならない。」との記述もある。

よって、このコピー機の使用に当たっては、「北九州アリラン夏祭りの準備」に関して主に使用されるものであるのならば、補助金の支出の対象になると思われるが、日常的に他の使用にも供される場合には、補助金の対象外とするのが妥当と思われる。

(求める措置)

- ・補助金11,628円の返還
- ・「監査の結果」において支出が適切との判断が下された場合には、監査委員が適切な根拠とした証拠書類又は法的な根拠の提示

エ 北九州朝鮮初級学校の北九州アリラン夏祭りの椅子・テーブル賃借料に対する支出

賃借料 1件：40,716円に対する補助金 20,358円

(違法又は不当とする理由)

- ・椅子・テーブル賃借料40,716円(搬入搬出費往復分を含む。)の領収書(入金種別：現金)の日付は平成29年8月29日となっているにもかかわらず、振込金受取書の日付は平成29年9月6日となっており、現金で支払われた領収書と振込金受取書の二つが存在することは異常なことである。

(求める措置)

- ・現金で支払われている領収書と振込金受取書が存在する理由の調査とその内容の開示
- ・不正が行われていることが確認された場合には補助金の返還

オ 北九州朝鮮初級学校の朝・日友好学芸会に支出された衣装送料に対する支出

需用費 1件：2,138円に対する補助金 1,069円

(違法又は不当とする理由)

- ・宅急便の⑩-4（ご依頼主控え）には、領収書の貼付や領収印が見当たらないため、この状態では福岡県財務規則第94条第3項に記されている領収書（宅急便のシール状の領収書が貼付されたものを含む。）や債権者（宅急便）の領収印を押した帳票（お客様控えや請求書）、又は支払いの事実を証するに足る書類に当たらないために違法な支出になる。

(求める措置)

- ・補助金1,069円の返還
- ・「監査の結果」において支出が適切との判断が下された場合には、監査委員が適切な根拠とした証拠書類又は法的な根拠の提示

カ 郵便切手に対する支出

役務費 8件：83,640円に対する補助金 41,820円

事業内容	補助対象額	補助金
地域住民公開運動会（案内状）	4,100円	2,050円
地域住民公開運動会（お礼状）	2,460円	1,230円
地域住民及び日本学校との交流文化祭	4,100円	2,050円
地域住民公開運動会	9,922円	4,961円
北九州アリラン夏祭り	17,220円	8,610円
北九州アリラン夏祭り	16,400円	8,200円
朝・日友好学芸会	27,798円	13,899円
朝・日友好学芸会	1,640円	820円
合計	83,640円	41,820円

(違法又は不当とする理由)

- ・購入された切手の99%が記念切手の購入に充てられており、その使用目的は各対象事業の「案内状やお礼状の送付」となっているが、切手は換金できる上に、記念切手は個人の趣味での収集の対象にもなっており、後に付加価値がつくことも考えられ、県庁の監視が届かぬ所で不正な支出になりやすい。

さらに郵便局の窓口に出せば、わざわざ切手を貼る手間を省ける上に、何通出したかが郵便局の領収書に記されるために県庁としても補助金の支出に関する証明や精査が容易になる。これらは県庁自らが指導実施させておくべきことであり、県庁から補助金交付対象団体（学園）に対して1通の書面等で伝えればよいだけであるのに、なされていないということは、私学振興課と学園が結託して何らかの不正又は犯罪を行っているとして県民から疑われても不思議ではない。

よって、これらの切手が学園の申告のとおり「案内状やお礼状の送付等」に全て使用されたという精査が監査委員によって行われるか、又は私学振興課が精査した際の証拠書類（案内状やお礼状を送付した住所録）を示して、切手の購入枚数と案内状とお礼状の送付枚数が等しいことを証明する必要がある。

これができない場合や切手の購入枚数と案内状とお礼状の送付枚数に差がある場合は、当然、その差額分が不適切な支出に当たるので、返還が必要となる。

(求める措置)

- ・切手の購入枚数と案内状やお礼状の送付枚数との差額分の返還

- ・学園が案内状やお礼状を送付した記録及び名簿（住所録）の提出・開示（件数が分かるように全面黒塗りではなく、住所・氏名別の黒塗りで。）
- ・この送付先名簿（住所録）が見当たらない、若しくは一部しかない場合には、購入した切手枚数分の案内状を送付したという証明が成り立たないので、その差額分についての補助金の返還
- ・切手の購入枚数と案内状などの送付件数に差異がある場合には、不適切な補助金の支出となるので、これを防ぐために、学園に対し案内状などの送付の際には、切手を購入せずに郵便窓口への提出と限定させること。

キ 後納郵便料金に対する支出

役務費 3件：28,990円に対する補助金14,495円

事業内容	補助対象額	補助金
地域住民公開運動会	6,565円	3,282円
福岡ふれあい納涼祭	13,780円	6,890円
地域住民公開学芸会	8,645円	4,323円
合計	28,990円	14,495円

(違法又は不当とする理由)

- ・平成29年度の福岡朝鮮初級学校の地域住民公開運動会・福岡ふれあい納涼祭・地域住民公開学芸会の三つの「後納郵便料金」については、一か月間の郵便料金が請求されるという特性から、対象の事業以外の郵便料金も含めた支払いになっている可能性があり、精査が必要である。
- ・福岡県補助金等交付規則第9条に「(略) いやしくも補助金等の他の用途への使用(略)をしてはならない。」という項目があり、また、本件要綱第6条(交付の条件)にも「(1) 補助金は、補助対象経費以外の事業に使用してはならない。」と記載されていることから、ある特定の期間に他の使用料金も含まれる可能性がある一括された支払の場合には、その明細書等を確認して、補助金の対象事業以外の経費が含まれていないかを確認することは必須のはずである。
- ・ゆえに、私学振興課又は学園は、この「後納郵便料金」の内容についての明細書を提示して、補助金の対象事業以外の経費が含まれていないことを証明しなければならず、これができない場合には、事業についての適切な精査が行われていなかったとの証明になる。

(求める措置)

- ・三つの事業に係る後納郵便料金について内容明細等を提示して、その料金の全てが対象事業に該当するとの証明
- ・送付先名簿との照会により、学園の申告のとおり全額が「案内状の送付」に使われているとの証明（件数が判別できるように全面黒塗りではなく、住所・氏名別の黒塗りで。）
- ・上記証明によって適切ではないと判断された「後納郵便料金」に対する補助金についての返還
- ・後納郵便料金の内容明細や送付先名簿などの証明書類が提示できないために、この支出が適切との証明ができない場合は、県が学園に後納郵便の使用を止めさせて、案内状等の送付の際には切手を貼らない状態での郵便窓口への提出に限定させること。

(3) 事実証明書

- ア 支出命令書と支払い決定確認票
- イ 「平成29年度旅費支出一覧表」
- ウ 「平成29年度補助金の詳細（学校別）」
- エ 「郵便料内訳 平成24年度～29年度」
- オ 旅費の支出明細表
- カ レンタカー代・ガソリン代の領収書
- キ アンニョンハセヨコンサートのポスター
- ク コピー機レンタル料の領収書
- ケ イス・テーブル賃借料の請求書と振込金受取書
- コ イス・テーブル賃借料の領収書
- サ 宅急便の領収書の⑩-4（ご依頼主控え）
- シ 「使用明細と切手購入の領収書」
- ス 「使用明細と後納郵便料金の領収書」

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和元年5月27日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件補助金の支出に違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

人づくり・県民生活部（私学振興・青少年育成局 私学振興課）を監査対象機関とした。

3 知事の弁明

本件請求に対し、知事に弁明を求めたところ、令和元年6月14日付で知事から以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 補助金交付について

ア 根拠規定

学園に対する福岡県私立外国人学校教育振興事業費補助金については、私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第16条で準用する同法第10条、福岡県補助金等交付規則第4条及び本件要綱に基づき交付するものである。

イ 補助金交付の流れ

補助を受けようとする学校法人は、事業計画書を知事に提出しなければならない（本件要綱第3条第1項）。

知事は、事業計画書を審査して、適当と認められるものについては補助対象経費を決定してこれを承認し、学校法人に通知する（本件要綱第3条第2項）。

当該通知を受けた学校法人は、交付申請書を提出しなければならず（本件要綱第4条）、知事は交付申請書を審査した上で補助金の交付決定を行う（本件要綱第5条）。

補助金の交付を受けた学校法人は、翌年度の4月30日までに実績報告書を提出しなければな

らない（本件要綱第8条）。

知事は、提出された実績報告書を審査し、必要に応じて現地調査等を行う。なお、これらの審査ないし調査においては領収書等の支出証拠書類も確認している。そして、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは補助額を確定するものである（本件要綱第9条）。

(2) 当該補助金に関する過去の取消訴訟における裁判所の判断について

当該補助金に関しては、過去、県が当該学校法人に対して平成22年3月31日に行った交付決定の取消及び返還請求することを求め、訴訟が提起されている。

当該取消訴訟の控訴審判決（平成25年7月17日）において、福岡高等裁判所は「普通地方公共団体は、その公益上の必要がある場合には、補助金を交付することができる（地方自治法第232条の2）、その公益上の必要性の判断については、補助の要否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるから、地方公共団体の長に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合に限り当該補助金の交付は違法となると解される。そして、公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かの判断に当たっては、当該補助金交付の目的、趣旨、補助の対象となる事業の趣旨、目的等の諸般の事情を総合的に考慮する必要がある。」と判示している。

また、「私立学校振興助成法第10条等に基づき、本件要綱の定める手続に従って補助金支出が決定され、その補助額が確定されたものであり、（中略）公益上の必要性に関する判断につき被控訴人福岡県に裁量権の逸脱又は濫用があったことをうかがわせる事情は認められない。」として、控訴は棄却されている。

なお、控訴人は最高裁に上告したが、上告棄却（平成25年12月17日）により県の勝訴が確定している。

(3) 本件補助金について

本件補助金の中に「違法・不適切な支出」と思われるものが存在するとの主張は否認する。本件補助金交付決定は、裁量的な財務会計行為（債務その他の義務の負担）であって、適法かつ妥当に行われた。

ア 「支出を証明する領収書などの書類」がない旅費について

近距離の電車代やバス代の領収書がないのは商習慣としてやむを得ないところであり、領収証に代わるものとして、目的、交通手段、利用区間、金額及び人数を記載した出金明細表を提出させ確認しており、確認内容を妥当と判断して補助金支払いの確認書類として提供しているものであり、請求人が「私学振興課が不適切な支出であると認めている」との主張は否認する。

イ アンニョンハセヨコンサートへの移動費及び朝鮮舞踊発表会への旅費について

本件交付基準の「1 補助対象事業」の「※6 補助対象としない教育・文化活動の例」に記されている①②の基準は、本補助金の所管課として私学振興課が整理したものである。本補助金では、地域や日本の学校との交流とはいえない活動、あるいは地域や日本の学校の参加を拒む活動などは補助対象としていない。

アンニョンハセヨコンサートが「※6 補助対象としない教育・文化活動の例」に記されている①②の基準に該当するとの主張は否認する。主催は、筑豊アンニョンハセヨコンサート実行委員会、共催は福岡県退職教職員協会嘉飯山支会、後援は、桂川町ほか飯塚文化連盟、桂川

町文化連合会、嘉麻市文化協会などであり、地域又は日本の学校が主催する外国人学校との交流事業に該当するため、補助対象である交流事業として補助金を交付したものである。

朝鮮舞踊発表会について「※6 補助対象としない教育・文化活動の例」に記されている①②の基準に該当するとの主張は否認する。交流事業として、交付申請時から計画されている事業であり、交流の相手方として、舞踊愛好家、日本学校児童及び市民であることを確認の上、補助対象である交流事業として補助金を交付したものである。

ウ コピー機レンタル料について

「北九州アリラン夏祭りの準備」に関して主に使用されるものであるならば、補助金の支出の対象になると思われる」との主張は認める。

「朝鮮学校が毎月レンタルしているコピー機のレンタル料を、対象事業の準備期間と理由をつけて県側に負わせたのではないか」との主張については否認する。

「日常使用されているコピー機以外に別のコピー機がレンタルされて、対象事業に使用されている場合」、当然にレンタル料は、対象となるものであるが、別途レンタルを行えば費用は高額になることが予想され、また、対象事業のみに使用されている証明は、極めて困難であると思料される。また、年間を通じて、様々な交流事業のために使用するコピー代についても請求可能なものであると考えられるが、当該コピー代が対象事業に使用されたという証明も極めて困難であると思料される。よって、最も使用枚数の多い「北九州アリラン夏祭りの準備」の時期に、この月にコピー機を主に祭りの準備用に使用したことを確認して、当該月のコピー代を補助対象とすることは、妥当であると判断する。

エ 北九州朝鮮初級学校の北九州アリラン夏祭りの椅子・テーブル賃借料について

「(平成29年8月29日付け領収書と平成29年9月6日付け振込金受取書)二つが存在する」との主張については認める。二つが存在する理由は次のとおりであり、「異常なこと」との主張については否認する。

学園の事務担当者が、平成29年9月6日に利用料金を払い込み、その後業者に対し入金を確認の上、領収書の発行を求めたため、振込金受取書と領収書が存在する。業者が領収書発行の際、入金日ではなく椅子・テーブルの搬出の日付を記載したため、8月29日付けの領収書となっているもの。領収書の日付の訂正を業者に求めるべきであったが、費用の二重請求等は行われておらず、不正が行われた事実は確認できない。

オ 北九州朝鮮初級学校の朝・日友好学芸会に支出された衣装送料について

「⑩-4(ご依頼主控え)には、領収書の貼付や領収印が見当たらない」という主張は認める。「債権者(宅急便)の領収印を押した帳票(お客様控えや請求書)、又は支払いの事実を証するに足る書類に当たらないために違法な支出になる」という主張については否認する。

⑩-3に当該衣装送料1,577円と⑩-4の衣装送料2,138円を合わせた3,715円の領収書が貼付されており、支払いの事実を証する書類を確認している。

カ 郵便切手について

「私学振興課が精査した際の証拠書類を示して、切手の購入枚数と案内状とお礼状の送付枚数が等しいことを証明する必要がある。これができない場合や切手の購入枚数と案内状とお礼状の送付枚数に差がある場合は、当然、その差額分が不適切な支出に当たる」という主張については否認する。

役務費(郵送料)については、切手購入の領収書の原本及び案内状等の送付先について確認

を行っており、必要以上に購入した事実は認められない。

キ 後納郵便料金について

「平成29年度の福岡朝鮮初級学校の地域住民公開運動会・福岡ふれあい納涼会・地域住民公開学芸会の三つの「後納郵便料金」については、一か月間の郵便料金が請求されるという特性から、対象の事業以外の郵便料金も含めた支払いになっている可能性があり」という主張については否認する。

郵便物発送については、料金後納によるものについても、送付金額の領収書及び発送先の確認を行い、対象事業に係る郵送料であることを確認しており、補助対象事業以外の経費が含まれていないことを確認済である。

ク その他

上記以外の主張については認否の限りではない。

以上、本件補助金については、本件要綱に基づき適正に処理しており、何ら違法性が認められるものではない。

4 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、令和元年6月24日に請求人に陳述の機会を設けたところ、以下の内容の陳述があった。

- ・平成28年度については、学園が申告した交通機関の使用に関して、その交通機関の使用が証明されていないにもかかわらず、旅費に対する補助金が支出されていたが、担当の監査委員は「短い区間の電車代やバス代の領収書のないことは、商習慣上やむを得ない」という法律や福岡県財務規則を無視した私学振興課の暴論を支持し、これには問題がないとして棄却した。
- ・担当の監査委員は学園が運動会や文化祭などの際に父兄や近隣住民へ案内状を送付する際に購入した切手数と送付した案内状の数に相違がある場合には補助金の不正受給になるのではないかという指摘についても、学園側から提出された案内状送付のための住所録が一部しかないために、購入切手との照合ができない状態であるにもかかわらず、これも問題がないとして棄却し、その他の問題点についてもすべて棄却するなどの世間の常識から乖離した不審な監査の結果を導き出した。
- ・この監査の結果については、地方自治法や福岡県財務規則、そして本件要綱や本件交付基準などを完全に無視した形で出されたことは、その内容を読めば明白である。そのため、棄却された平成28年度の住民監査請求についても福岡地方裁判所に住民訴訟を起こして現在係争中である。
- ・なぜこのように法律や福岡県財務規則などを無視した異常な監査の結果を担当の監査委員が出したのかが不思議でならない。福岡県庁のホームページにある監査委員選任の説明によると、議選委員を除く識見委員については「人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」との説明があるが、前述の法規と規則を無視した異常な監査の結果を導き出した監査委員について印象を述べるならば、とても「普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関し優れた識見を有する者」とはいえないのではないかと思える。
- ・このような監査委員が行っていた、その他の住民監査や監査業務について、本当に公正・適切に行われていたのだろうかとの疑問も湧いてくる。

担当の監査委員は「補助金を受給する側の自己申告、すなわち学園が提出した出金明細表のみで、その交通機関が実際に使用されたという領収書や客観的な証明もない状態のままでも、補

助金を支出しても問題がない」という監査の結果を導き出したのである。福岡県庁全体が、そのような基準で外部団体に対する旅費に補助金を支出しているのではないかという疑惑が浮き上がってくる。

- ・私学振興課や担当の監査委員が主張する「短い区間の電車代やバス代の領収書がないのは商習慣上やむを得ない」という言葉は、その短い区間や電車やバスが実際に使用されたという証明がなされているという前提で使用できる言葉である。このようなことは常識のある人間ならば容易に判断できることであるので、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関し優れた識見を有する新任の監査委員の皆様は同意されることはないと確信している。

- ・今回、提出した「福岡県職員措置請求書」に記載しているように、指摘している問題点に対しては、監査委員が監査結果を導き出したヒアリングなどの事実や記録及び資料・法及び規則的な根拠を同時に示されたい。

もし、正当な調査や判断をなされた場合は、前回担当の監査委員のように事実や記録を提示せず、また、「メモによって確認されたことを確認した」とかという曖昧な事実の提示で監査の結果を導くことなどは、あり得ないことだと思われるので、監査の結果にも個人情報に関係する以外の情報は提示できるはずである。

- ・最後に住民監査とは、住民が県や市の財務の問題や違法行為に気付き、それを事実証拠と共に請求して行われるものである。そのために本来ならば住民自身で行うべきことだが、会計や行政の専門的な知識を持たない住民では、迅速かつ公正な監査が保てないなどの理由から、国が地方自治法において各地方公共団体に設置させている監査委員が住民に代って中立な立場で監査を行い、適切な監査の結果の提示とその後の処置を促すものであると思われる。
- ・また、住民監査は内部監査ではない。であるから、監査は自治体寄りではなく、また、逆に住民寄りでもなく、中立公正な立場で行われなくてはならない。そのことをこの住民監査を担当される監査委員の方は自覚されて監査を実施されたい。そうでなければ、結果的に住民訴訟へと進展して、法廷の場で担当された監査委員の方に、提出した監査の結果について、どのような調査が行われ、どのような証拠を持って監査委員の判断が導き出されたのかを確認させていただくこととなる。

5 監査対象機関に対する監査等

私学振興課の職員に対し、令和元年6月3日から同年7月19日にかけて、本件支出に係る関係書類の調査や聴き取り調査等を行った。

また、個人情報保護の観点から学園から関係書類が提出されなかった文書については、同月5日に学園に赴き、私学振興課の職員同席の上、これらの文書の閲覧等を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査、監査対象機関からの聴き取り調査及び学園における現地調査等により、以下の事実を確認した。

(1) 朝鮮学校について

朝鮮学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に準じた学校で、同法第134条第1項に規定する学校教育に類する教育を行うものとして定められている各種学校である。

学校法人福岡朝鮮学園は、昭和39年に福岡県知事の認可を受けて設立され、同法人が運営する朝鮮学校には次の3校がある。

- ・九州朝鮮中高級学校（北九州市八幡西区）
- ・北九州朝鮮初級学校（北九州市八幡西区）
- ・福岡朝鮮初級学校（福岡市東区）

(2) 本件要綱に定める目的等について

本件要綱第1条及び第2条に定める目的や補助対象経費は、次のとおりである。

福岡県私立外国人学校教育振興事業費補助金交付要綱（抜粋）

（目的）

第1条 知事は、近年の国際化の進展に伴い、県内に私立外国人学校を設置する学校法人及び準学校法人（以下、「学校法人」という。）の教育・文化活動等の振興を図るため、学校法人に対し予算の範囲内において外国人学校教育振興費補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金対象経費、補助率）

第2条 この補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる外国人学校が行う交流事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 外国人学校が主催する地域又は日本の学校との交流事業
- (2) 地域又は日本の学校が主催する外国人学校との交流事業
- (3) 外国人学校と日本の学校とのスポーツ・文化交流事業

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

3 補助金の交付対象となる期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

別表（第2条第2項関係）

補助事業	補助対象経費	補助率
外国人学校が主催する地域又は日本の学校との交流事業	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1/2以内
地域又は日本の学校が主催する外国人学校との交流事業	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金	1/2以内
外国人学校と日本の学校とのスポーツ・文化交流事業	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金	1/2以内

- (3) 本件交付基準について
本件交付基準の内容は、次のとおりである。

福岡県私立外国人学校教育振興事業費補助金交付基準

私学振興課

福岡県私立外国人学校教育振興事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第13条の規定により、補助金の交付に関する基準（以下、「交付基準」という。）を以下のとおり定める。

1 補助対象事業

交付要綱第2条第1項に規定する補助事業の取扱は下記のとおりとする。

- ※1 外国人学校及び日本の学校の交流主体は、幼児又は児童・生徒とし、学校、学年、学級もしくは部活動単位での参加とする。
- ※2 地域の交流主体は、県内の日本人とする。
- ※3 日本の学校とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校（外国人学校を除く。）とする。
- ※4 外国人学校が主催する交流事業の対象は、地域又は日本の学校とする。
- ※5 スポーツ・文化交流事業の参加主体は、日本の学校とする。
- ※6 補助対象としない教育・文化活動の例
 - ① 日本の学校が参加しない、もしくは付随的に参加する試合及び演奏会等
 - ② 外国人学校の幼児又は児童・生徒を活動主体とした芸術・音楽鑑賞、スポーツ観戦及び体験活動等
 - ③ 外国人学校の教職員又は保護者等を活動主体とした研修会、会議、懇談会及び親睦会等
 - ④ その他、県が補助対象として相応しくないと判断したもの。

2 私学振興課への協議

補助事業の適否、交付要綱及び交付基準の取扱に関し疑義が生じた場合は、必ず私学振興課と事前協議を行うこと。

3 交付基準の適用

本交付基準は、平成25年度の補助金から適用する。

(4) 補助金の支出状況について

平成29年度補助対象事業費の総額は1,600,232円（内訳は次の表のとおり）で、補助金額は800,000円である。

(単位：円)

学校名	事業内容	事業区分	事業費 (精算額)
九州朝鮮中 高級学校	地域住民公開運動会	(1)外国人学校主催の交流	35,194
	地域住民及び日本学校との交流文化祭	(1)外国人学校主催の交流	14,345
	第7回筑豊アンニョンハセヨコンサート	(2)地域・日本の学校主催 の交流	28,970
	バスケット部対外試合（高級部）	(3)スポーツ・文化交流	13,540
北九州朝鮮 初級学校	地域住民公開運動会	(1)外国人学校主催の交流	62,355
	北九州アリラン夏祭り	(1)外国人学校主催の交流	656,140
	朝・日友好学芸会	(1)外国人学校主催の交流	89,704
	補助対象経費超過分を減額		▲7,899
福岡朝鮮初 級学校	地域住民公開運動会	(1)外国人学校主催の交流	46,447
	保育所との交流	(1)外国人学校主催の交流	23,760
	福岡ふれあい納涼祭	(1)外国人学校主催の交流	595,147
	地域住民公開学芸会	(1)外国人学校主催の交流	32,349
	朝鮮舞踊発表会	(1)外国人学校主催の交流	7,720
	まつり美和台	(2)地域・日本の学校主催 の交流	2,460
計			1,600,232

(5) 請求人が違法又は不当とする支出に関する事実について

ア 「支出を証明する領収書などの書類」がない旅費関係

(練習試合)

- ・本件補助金の実績報告書に、領収書に代わるものとして添付された、目的、交通手段、利用区間、金額及び人数を記載した出金明細表（以下「明細表」という。）に記載された人数（6名）と、学園において閲覧した九州朝鮮中高級学校のバスケットボール部員名簿の人数（6名）とは一致している。
- ・明細表に記載された練習試合開催場所までの交通手段に係る運賃は、九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という。）及び西日本鉄道株式会社（以下「西鉄」という。）が公表している運賃と一致している。

(朝鮮舞踊発表会)

- ・発表会の開催チラシが県下朝鮮学校舞踊部指導者協議会により作成されている。
- ・明細表に記載された人数（10名）と、学園において閲覧した参加者名簿の人数（10名）とは一致している。
- ・明細表に記載された朝鮮舞踊発表会開催場所までの交通手段に係る運賃は、JR九州が公表している運賃と一致している。

(まつり美和台)

- ・まつりの開催案内が美和台校区自治協議会事務局により作成されている。また、私学振興課の職員は開催当日、現地に赴き地域との交流が行われていたことを確認している。
- ・明細表に記載された人数（11名）と、学園において閲覧した参加者名簿の人数（11名）とは一致している。
- ・明細表に記載されたまつり美和台開催場所までの交通手段に係る運賃は、西鉄が公表している運賃と一致している。

(保育所との交流)

- ・福岡朝鮮初級学校との交流実績記録が保育所により作成されている。
- ・明細表に記載された人数（23名）と、学園において閲覧した参加者名簿の人数（23名）とは一致している。
- ・明細表に記載された保育所までの交通手段に係る運賃は、西鉄が公表している運賃と一致している。

イ アンニョンハセヨコンサートへの移動費及び朝鮮舞踊発表会への旅費関係

(アンニョンハセヨコンサート)

- ・私学振興課の職員は、以下の内容を実績報告書や学園へのヒアリングにより確認することで、平成29年度に実施されたアンニョンハセヨコンサートが本件要綱第2条第1項第2号の「地域又は日本の学校が主催する外国人学校との交流事業」に当たると判断したと説明している。
 - ① 同コンサートの主催者である実行委員会は、その委員の多くが地元の嘉飯山地区在住である。
 - ② 開催に当たっては、桂川町住民センターの支えがあるとともに、桂川町長も第1回の同コンサートから開催にかかわっている。
 - ③ 共催である福岡県退職教職員協会は、福岡県公立学校等退職者の互助組織で、福岡県の教育、文化及び芸術の振興に関する事業を実施している団体である。

同協会は、筑豊地域の文化、伝統を広く県民に事業を理解してもらうために、地域の教育文化芸術に精通した退職協会の会員が所属している嘉飯山支会を通じて共催を行っている。

- ④ 地元の桂川町や同町教育員会、嘉麻市文化協会、飯塚文化連盟等が同コンサートを後援している。
- ・学園は、同コンサートを主催する「筑豊アンニョンハセヨコンサート実行委員会」については、委員全員が嘉飯山地区の住民で構成されていると説明している。また、嘉飯山地区の住民が実行委員会に参加しているという桂川町の議員の発言を載せた議会会議録も作成されている。

(朝鮮舞踊発表会)

- ・私学振興課の職員は、以下の内容を実績報告書や学園へのヒアリングにより確認することで、平成29年度に実施された朝鮮舞踊発表会が本件要綱第2条第1項第1号の「外国人学校が主催する地域又は日本の学校との交流事業」に当たると判断したと説明している。
 - ① 同発表会の開催に当たっては、地元の教職員組合や小中学校への開催の周知が行われており、会場において日本学校児童、日本市民との交流が行われている。
 - ② 同発表会では、九州朝鮮中高級学校、北九州朝鮮初級学校及び福岡朝鮮初級学校において、それぞれ部活動とされている舞踊部が、地域の方や子どもたちに対し、伝統文化である朝鮮舞踊の日ごろの練習の成果を披露するなど、交流を図っている。
- ・学園は、同発表会については、福岡朝鮮初級学校も発表会に舞踊発表者として参加しており、発表会の開催は地域や日本の学校に案内していると説明している。また、同発表会について、同学校から発表者が参加することが記載された計画書や日本語の開催チラシも作成されている。

ウ コピー機レンタル料関係

- ・私学振興課の職員は、弁明書において、コピー機レンタル料(コピー代)が対象事業のみに使用されている証明は困難であるとしながら、8月分のコピー代を補助対象とすることを妥当であると判断するとしたことについて、北九州朝鮮初級学校が8月の北九州アリラン夏祭り準備用以外にも、5月の地域住民公開運動会や2月の朝・日友好学芸会などの補助対象事業に係るコピーを行っていることから、それらを合算すると、コピー枚数は3,890枚であり、補助対象とされている8月分のコピー代に係る枚数2,914枚を下回らないことが実績報告の時点で推定されたことから、8月分のコピー代を補助対象とすることを妥当と判断したものと説明している。
- ・私学振興課の職員は、上記の説明におけるコピー枚数3,890枚の根拠について、補助対象となる各交流事業の案内状送付のために使用された切手の枚数、すなわち案内状のコピー枚数(890枚)及びカラーパンフレットを印刷するために購入されたカラーペーパーの枚数(3,000枚)に基づくものと説明している。
- ・本件コピー機の使用料金については、使用する枚数が多いほど安い単価となる料金設定がなされているが、コピー枚数3,890枚に最低の単価(7円)を用いて計算したとしても、補助対象は27,230円となり、8月分のコピー代23,256円を下回らない。

エ 北九州朝鮮初級学校の北九州アリラン夏祭りの椅子・テーブル賃借料関係

- ・日付の異なる振込金受取書と領収書のある賃借料について、実績報告書では、二重に計上

されてはいない。

オ 北九州朝鮮初級学校の朝・日友好学芸会に支出された衣装送料関係

- ・実績報告書の添付書類において、宅急便の⑩－3に岡山朝鮮初中級学校への衣装送料1,577円と⑩－4の大阪朝鮮高級学校への衣装送料2,138円を合わせた3,715円の領収書が、岡山朝鮮初中級学校への送付依頼書に貼付されている。

カ 郵便切手関係

- ・郵便切手の購入枚数（1,020枚）と、学園において閲覧した各送付先リスト（平成29年5月の九州朝鮮中高級学校の地域住民公開運動会の案内状（50件）、同運動会のお礼状（30件）、同年10月の九州朝鮮中高級学校の地域住民及び日本学校との交流文化祭の案内状（50件）、同年5月の北九州朝鮮初級学校の地域住民公開運動会の案内状（121件）、同年8月の北九州朝鮮初級学校の北九州アリラン夏祭りの案内状（410件）及び平成30年2月の北九州朝鮮初級学校の朝・日友好学芸会の案内状（359件））の送付先件数の合計とは一致している。

キ 後納郵便料金関係

- ・後納郵便による送付枚数（446枚）と、学園において閲覧した各送付先リスト（平成29年6月の福岡朝鮮初級学校の地域住民公開運動会の案内状（101件）、同年8月の福岡朝鮮初級学校の福岡ふれあい納涼祭の案内状（212件）及び同年11月の福岡朝鮮初級学校の地域住民公開学芸会の案内状（133件））の送付先件数の合計とは一致している。

2 判断

本件補助金は、福岡県補助金等交付規則の適用を受けるものであり、この規則においては、補助金の交付に当たっては、交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実施調査等により、当該申請に係る補助事業の内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をすることとされている（第4条第1項）。

また、補助金の額については、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときに確定することとされている（第14条）。

これらを踏まえ、本件補助金の交付決定及び額の確定が適正になされたかについて、以下のとおり判断する。

(1) 「支出を証明する領収書などの書類」がない旅費について

請求人は、領収書のない旅費について、学園が債権者であることが証明できないため、これに係る支出は、地方自治法第232条の5の規定や福岡県財務規則第94条第3項の規定（準用）に反するなどとして、違法又は不当である旨主張している。

しかしながら、監査対象機関において行われた実績報告書の確認の内容は、上記1(5)アのとおり、学園における関係書類の閲覧等を行った結果と整合しているのであって、監査対象機関において必要な確認は行われたものと認められる。

なお、本件補助金の交付決定時から学園が補助金の債権者であったことは明らかである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) アンニョンハセヨコンサートへの移動費及び朝鮮舞踊発表会への旅費について

請求人は、アンニョンハセヨコンサートは地域が主催するものではないから本件要綱第2条第1項第2号の補助事業には当たらないなどとして、これに係る支出は違法又は不当である旨主張している。

また、請求人は、朝鮮舞踊発表会は福岡朝鮮初級学校から舞踊発表者としての参加がなく、日本の学校からの参加もないから同項の補助事業には当たらないとして、これに係る支出は違法又は不当である旨主張している。

福岡県私立外国人学校教育振興事業費補助金の交付の趣旨は、県内の私立外国人学校の生徒らが地域の住民や日本の学校と積極的に交流を深め、日本のことをよりよく理解することを進めることであり（平成 28 年 4 月 12 日の定例記者会見における知事の発言要旨）、また、その目的は、近年の国際化の進展に伴い、県内に私立外国人学校を設置する学校法人及び準学校法人の教育・文化活動等の振興を図ることとされている（本件要綱第 1 条）。

請求人の指摘する各点については、上記 1 (5)イのとおり、監査対象機関において、それぞれ同項各号に規定する補助事業の要件に該当することを認めたものであり、その内容は、上記の趣旨及び目的を逸脱するものとは認められない。

したがって、いずれについても、請求人の主張には理由がない。

(3) コピー機レンタル料について

請求人は、コピー機レンタル料の実績として認定された額には、北九州アリラン夏祭りの準備以外の使用に係る分も含まれていることが疑われることから、これに係る支出は違法又は不当である旨主張している。

しかしながら、上記 1 (5)ウのとおり、北九州アリラン夏祭りに係るコピー料金にそれ以外の補助対象事業に係るコピー料金を加えた金額は、コピー機レンタル料の実績として認定された額を下回っていないと認められ、不当とまでは言えないことから、請求人の主張には理由がない。

一方、請求人の主張にあるとおり、コピー機レンタル料に係る実績報告の額には、北九州アリラン夏祭りの準備以外の使用に係る分も含まれていることが推定されるものであった。

監査対象機関においては、上記 1 (5)ウのとおり、北九州アリラン夏祭りに係るコピーの枚数にそれ以外の補助対象事業に係るコピーの枚数を加えた数が 8 月分のコピー枚数を下回らないことが推定されたことから、実績報告どおり、コピー機レンタル料の実績額を確定したものであるが、補助金の原資が税金である以上、実績額の確定に当たっては、あくまで補助対象事業に係る使用実績に基づき行うべきであり、今般の監査対象機関において行われた確認は、不十分であったと言わざるを得ない。

今後は、学園に対し補助対象事業に係るコピー機の使用実績簿の作成・提示を求めるなどして、使用実績に基づく実績額の報告を行わせるよう指導し、実績報告書の十分な確認を行うよう改善すべきである。

(4) 北九州朝鮮初級学校の北九州アリラン夏祭りの椅子・テーブル賃借料について

請求人は、椅子・テーブル賃借料について、日付の異なる領収書と振込金受取書が存在することから、これに係る支出は違法又は不当である旨主張しているが、上記 1 (5)エのとおり、当該賃借料は実績報告において適正に計上されており、当該賃借料に対して二重に支出をしたものではないから、請求人の主張には理由がない。

(5) 北九州朝鮮初級学校の朝・日友好学芸会に支出された衣装送料について

請求人は、衣装送料の一部について、領収書や領収印がないことから、これに係る支出は違法又は不当である旨主張しているが、上記 1 (5)オのとおり、これに係る領収書はあるのであって、請求人の主張には理由がない。

(6) 郵便切手について

請求人は、郵便切手について、換金できることなどから不正な支出になりやすいとして、これに係る支出は違法又は不当である旨主張しているが、監査対象機関において行われた実績報告書の確認の内容は、上記1(5)カのとおり、学園において関係書類の閲覧等を行った結果と整合しているのであって、監査対象機関において必要な確認は行われたものと認められる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(7) 後納郵便料金について

請求人は、郵送料の実績として認定された後納郵便料金には、補助事業以外ものに係る郵便料金も含まれている可能性があるとして、これに係る支出は違法又は不当である旨主張しているが、監査対象機関において行われた実績報告書の確認の内容は、上記1(5)キのとおり、学園において関係書類の閲覧等を行った結果と整合しているのであって、監査対象機関において必要な確認は行われたものと認められる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

上記に述べたとおり、本件補助金の支出に違法又は不当があるという請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。

なお、住民監査請求によって求めることができる措置は、財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当な場合に、当該行為を防止すること、当該行為を是正すること、当該怠る事実を改めること又は当該行為若しくは怠る事実によって地方公共団体の被った損害を補てんすることに限られている（地方自治法第242条第1項）。

したがって、本件請求書に記載されている請求人が求める措置のうち、証拠書類の提示、調査内容の開示等は、本件請求によって求めることができる措置には当たらない。